

事業報告

(2023年4月1日～2024年3月31日)

事業の概要

当会は当会の定款に則り、学力優秀でありながら経済的理由により修学困難な大学生に対して奨学金の給付を実施しています。

本年度は公益目的事業比率が92.60%と、公益法人認定法第5条が定める水準（50%以上）を大幅に上回っており、公益法人の使命を達成するために事業活動を実施いたしました。

詳細は以下のとおりです。

奨学金の給付

大学生 4月～3月 29名 (内 新規 7名)

(内1名は休学による給付停止期間を除く6カ月分のみ給付、
1名は休学による給付停止までの7カ月分のみ給付)

月額	30,000円
合計	10,110,000円

学生との懇親

初めて開催した昨年に引き続き、2023年11月に全奨学生を対象に「講演・交流会」を懇親の時間を拡大するなど工夫して実施いたしました。

奨学生の「知的環境」と「人的な結び付きを進化させること」を支援し、将来、社会・経済界で活躍し得る人材へと成長する一助となることを目的として開催いたしました。